

第9回教育委員会

令和4年5月31日
午後3時30分
市会第4委員会室

案 件

報告第11号 職員の人事について

報告第 11 号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、次のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

調　書

(令和4年6月1日付)

項	新補職名	補職名	職種	氏　名	備考
	(　係　　長　　級　　)				
1	総務部教育政策課担当係長兼務（東成区役所市民協働課担当係長）	東成区役所市民協働課担当係長	事務職員	沼口 大輔	兼務

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。